

平成29年 第1回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成29年1月18日(水) 午後2時00分開会
午後3時45分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
1	「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
2	「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加を定める件」	承認

出席者

委員 長 委員長職務代理者 委員 委員 教育 長 教育総務部長 次世代育成部長	大矢優子 福元 実 山手知榮子 西川俊孝 箸尾谷知也 山本和憲 前馬晋策	教育総務部参事 総務課長 子育て支援課長 生涯学習課長 次世代育成部参事 兼こども教育課長 学校教育課長 学校教育課参事 兼課長代理 教育支援課長 兼教育センター所長	東角泰典 溝口哲也 木下伸記 柳瀬哲宏 小林寿弘 野本憲宏 奥野友紀 撰田裕美	総務課長代理 兼総務係長 生涯学習課長代理 兼安威川公民館長 こども教育課長代理 教育支援課長代理 総務課係員	藤原英昭 伊部貴雄 浅田明典 大崎貴子 窪 秀昭
---	--	---	--	---	--

委員長	<p>ただいまから、平成29年第1回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元委員長職務代理者です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の付議事件は2件、報告事項が3件ございます。</p> <p>それでは、議案第1号、「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、学校教育課から説明をお願いします。</p>
学校教育課参事 兼課長代理	<p>議案第1号、「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p> <p>【以下、議案書等により説明】</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>1日単位でしか休暇取得をできなかったのを、朝か夕方に2時間の休暇を取れることにしたということですね。</p>
委員長職務代理者	<p>現在、どれぐらいの人が介護休業等を利用しているのかということと、今後介護時間が導入されることで利用状況がどうなると見込んでいるのか教えていただきたいと思います。</p>
学校教育課参事 兼課長代理	<p>現状、介護休暇等を必要としている教職員は多いのですが、有給休暇を利用している者も多いので、介護休暇等をどれだけ利用しているかの資料は手元にありません。介護時間が導入されると、1日2時間の休暇が取れるようになりますので、休暇を取りやすくなり、休暇取得に前向きになっていくものだと思います。</p>
委員長職務代理者	<p>例えば、2時間の介護時間を取るようになった場合、担任を持っている方への措置はどうなるのでしょうか。</p>
学校教育課参事 兼課長代理	<p>朝の2時間については、学校の管理職と相談し、調整する必要があるかと思います。</p>
委員長職務代理者	<p>介護時間を取るのに、前もって予定を組んでいくというのが難し</p>

いという方も多いと思います。その辺りの調整は教育委員会が配置を見直すというのではなく、校長が行うということですね。

教育総務部長

今回の制度改正点につきまして、その概要をご説明いたします。介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度設備になっています。

これまでは、有給休暇や93日までの介護休業等を取得しながら介護にあたるという制度であったものが、1日2時間までの休暇を無給ではございますが、取得できる制度を国が整備したことにより、市職員や大阪府等が制度整備をされたことに伴い、本市の教育委員会規則を改正するものでございます。

委員長

教職員が介護により、仕事を続けられなくならないようにするということですね。

教育長

介護休暇についてこういった制度か教えていただけますか。

学校教育課参事
兼課長代理

介護休業等は配偶者、2親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者を始めとして配偶者の子や孫等にも対象とすることができます。

介護休暇の期間は180日を限度として、必要と認める日または時間として取ることが可能です。180日連続して取ることも可能ですが、1回の申請を90日以内として、4回以内で申請を繰り返すことも可能です。1人に対しては180日が限度となっております。

教育長

介護時間を利用すると、1日2時間以内であれば、3年間の期限として、取ることができるということですね。介護は短期間で終わるものでもありません。介護休暇が180日間に対して、介護時間が3年間となりますので、選択肢が増えるということになります。

1人に対して、介護休暇も介護時間も両方取得することは可能ですか。

学校教育課参事
兼課長代理

確認しまして報告します。

教育長	福元職務代理が仰っていた件ですが、介護休暇をとれば、非常勤講師がつくということですので、担任をされているのであれば、介護時間よりも介護休暇を選択することになるのだらうと思います。
山手委員	いくら校長先生の裁量であったとしても、小規模校で複数の教職員が介護時間を取ることになると、授業等に影響があつては困りますので、教育委員会からも何かバックアップできないかと思いません。
西川委員	現場への周知方法はどのようにしているのでしょうか。
学校教育課参事 兼課長代理	1月の校園長所長会で周知はすでに済んでおります。
西川委員	現場での受け止めはどのような感じでしょうか。
学校教育課参事 兼課長代理	まだ、意見等はいただいておりますので、届きましたら、相談対応していきたいと思いません。
教育長	これまでの休暇の取り方より選択の幅が広がりますので、教職員にとって有益であると思いません。
次世代育成部長	私が現場で働いていた時にも介護を担っている職員は複数名いました。配偶者と協力してなんとか続けている職員もいましたし、誰にも頼めない時に止むを得ず長期の介護休暇を取得する職員もいました。 今回の改正で、選択肢が増えるということで、業務に支障を来たさないように介護を続けていくことができると思いません。短期介護休暇という制度もありまして、年間5日休暇を取れますが、それでも個々により置かれている状況が違いますので、選択肢が増えるということで現場からも歓迎されていると思いません。
委員長	西川委員の仰られたように現場からの意見等もご報告お願いします。 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にござい

ませんので、議案第1号、「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第2号、「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加を定める件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第2号、「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
小学校の調査結果を中学校に送付するということですが、今まで中学校区で学力問題について話し合われていました。そこで情報共有はされていたと思いますが、誰がどんな点数を取ったかまでを中学校に送るといふものになっているのでしょうか。

学校教育課長

今まで中学校区で小学校の学力の状況について、委員長の仰られたような取組みをしておりますが、この生徒がどんな点数を取ったかということの引き継ぎはしておりませんでした。今回はそれができるようになるということです。

また、指導要録というものがあまして、児童生徒個人の学力に関する評価を記したのですが、学校教育法施行規則に定められており、小学校から中学校に送付することになっています。

委員長

今回はそれに加えて 学力調査の結果も送付されるということでしょうか。

学校教育課長

はい。送付される時期についてはまだ議論されているところで、卒業時に送付されることが望ましいのですが、管理や保護者の了解を得るといふことなどの問題がありますので、他市の動向を見ながら考えたいと思います。

委員長職務代理者

これまで学校の学力の傾向などのデータを送ることはありまし

たが、今回は個人のデータが送られるということですね。

学校教育課長 文部科学省からのQ&Aには、各教科の正答率等の数値があげられております。

山手委員 送付するかしないかは各自治体の判断に任されているということですか。

学校教育課長 設置者の判断ということになっております。摂津市としましては、小中学校の学力向上のためにも、詳細にわたり把握することが必要であると考えております。

山手委員 送付することが子どもたちの学力向上につながるということですね。

西川委員 今回はテストに参加するかどうかを判断するものであって、今後方向性をどうしていくかは、また改めて事務局が考えられたことをこの場で協議させていただくということでしょうか。

学校教育課長 今回は参加について、ご判断をいただき、今後は各市の状況を把握しながら、より良い方向を考えていきたいと思っておりますので、事務局で案を作成し、協議をお願いしたいと思います。

西川委員 「指定都市」という言葉が出てくるのですが、これは何を指しているのでしょうか。

学校教育課長 政令指定都市という意味であるということをお阪府から伺っています。

委員長職務代理者 「保護者に対する調査」という項目がありますが、こういった内容になるのでしょうか。

学校教育課長 詳細については不明ですが、4年前の調査と同様であると考えれば、家庭でのお子さんへの接し方、教育に対する考え方、学校の取り組みについて知っているか、地域との関わりに関すること等である

と思っています。

委員長

抽出とありますが、どのような割合でしょうか。

学校教育課長

調査の対象は予定規模では小学校は1, 200校程度、中学校は800校程度抽出されるということです。

教育長

21ページにあります貸与するデータの個票データにはさまざまな情報が含まれていることになりますが、「学校名も含む、すべての情報が含まれるデータ」の「全ての情報」とは何を指しているのでしょうか。下の表を見ると、地域情報があるかないかということになりますが、それ以外のデータも含まれるのでしょうか。個人名も含まれるのでしょうか。

学校教育課長

文部科学省には個人名を伝えることがありませんので、公表されることはありません。

委員長

23ページの学校ローデータにあるように、IDに情報が付けられて、そこに保護者への調査結果も続いていくのでしょうか。

学校教育課長

保護者のデータがそのように続いていくということではありません。

委員長

保護者のデータは公表されないということですか。

学校教育課長

保護者への調査に関するデータの公表につきましては、当該回答状況と本体調査との関係等の分析結果から公表されるということです。

教育長

公表または大学等の研究者や国などの行政機関の職員への貸与とありますが、大学や公共機関に研究のため貸与するということは理解できますが、公表するということは学校名と成績等を新聞やネットを含めて公表するということですか。

学校教育課長

公表ということですので、メディアに示されるということになり

ます。学校毎の平均正答率等も公表しようということになれば可能ですので、そこで設置者や学校に同意が求められることとなります。その点が我々にとっても懸念される場所です。教育委員会として公表が反対であるということであれば、同意しなければ公表されないということになります。

教育長

仮に摂津市が公表しないということになれば、大阪府下の市町村が同意していたとしても、摂津市のデータが黒塗りや除かれている状況になるということですね。そうなってしまえば、同意しなかった理由を説明しなければならなくなる可能性があるのでしょうか。

学校教育課長

この調査の目的が調査結果により、指導改善に活かしていくということにありまして、序列化を招いたり、競争をあおったりするようなことになってはいけないということですので、学校名等を公表するときに序列を生むような公表のされ方は有識者会議で基本的になされないものだと思っております。

委員長

大学がデータを取得して、その研究をして、それを発表するとなった時に公表するということになるということですね。

例えば、児童生徒個人のデータの場合、本人には許可を取らなくてもよくて、教育委員会が同意すれば、公表されるということですね。

学校教育課長

番号でしか判別できない情報であるということから、個人は特定されないものだと考えますが、心情的な面で心配の声をいただきますのも理解しております。他の情報と組み合わせることで、限定化されていくような場合の公表のされ方については、事務局としましても、適切ではないと考えていますので、そのような公表について同意を求められた場合は、同意できないと考えます。

教育長

個人データは学校が持っているだけです。番号と氏名が対になっているデータを文部科学省に提出しませんので、個人のデータが公表されるということにはならないと思います。ただ、学校名が公表されてしまうと、学校が特定されて情報が流れてしまうこともあるというのが心配です。

委員長 論文が発表されたりすると、この学校のデータはこれです、というように出されてしまうかもしれないです。

学校教育課長 平成29年度調査に参加するかどうかについては、この3点のデータの公表・貸与も含めて、回答することになりますが、平成19年度から平成28年度までの調査については、あらかじめ公表・貸与の件は聞いていないままに参加しております。ということで、文部科学省からは公表・貸与についてはお願いしたいということで通知が来ております。平成19年度から平成28年度までの調査結果についてはそれぞれのデータについて、公表・貸与をしてよいかの回答を求められており、他市の状況としましても、それぞれ異なる判断をしていると聞いております。

教育長 仮に、平成29年度について、個票データを公表・貸与に同意しないで、参加するということは、可能ですか。

ちなみに平成29年度分の他市町村の状況についての情報はありますか。

学校教育課長 確認させていただきますが、平成29年度の調査に参加する場合の回答の仕方は「本調査に参加するとともに平成29年度調査結果について大学等の研究機関の研究者または国等の行政機関の職員に対して公表・貸与して差し支えない」というように回答することになっておりまして、3つともまとめて了解しましたという出し方になります。個票データについても、一旦は公表してもよいと回答しますが、万が一、平成29年度の内容について公表する研究者が出てくると、同意を求められますので、その場で公表してもよいかの判断をすることができます。

他市の状況ですが、平成29年度の調査に参加しないという自治体はありません。平成28年度までの調査結果につきましては、それぞれの自治体がどう回答しているかの把握はしておりませんが、差異があると聞いております。

委員長 参加を決定し、公表を認めて、同意を求められた時に、その内容の中で、ある部分について同意し、ある部分について拒否をすると

いったことは可能ということですね。

山手委員 参加しないという決定をした場合にはどうなるのでしょうか。

学校教育課長 この調査は我々が学習指導を行う際にもさまざまな指標になっているものであり、今後も十分活用していきたいと思っておりますので、参加したいと考えております。文部科学省に、参加についての回答とデータの公表・貸与についての回答を分けてすることが可能かということをお問い合わせしたのですが、不可能ということでした。

山手委員 考えられるのは、参加という決定をして、同意を求められた時に、公表がよくないということになれば、拒否をすればいいということですね。

西川委員 文部科学省も序列化や競争をあおることがないようにということを言っていますが、一旦それが有識者会議に出されて、承認を得ると、そのデータが適正に扱われるのだろうか、という懸念が皆様にあると思います。説明会等に行って、データを有識者会議で国や大学でどういった分析に活用しようとしているのか、今回のデータの公表・貸与を行うことになった背景等の情報があるのならば教えていただきたいと思っております。

学校教育課長 説明会の実施はなく、経緯についても大阪府に問い合わせても、把握していないということでした。

委員長 序列化を生まないように文部科学省がガイドラインを作成していただきたいと思っております。

教育長 文部科学省への回答の締切りはいつですか。

学校教育課長 平成29年度の調査への参加を回答する期限は過ぎておりますが、本市のように教育委員会定例会にかけられない自治体が府内にもありまして、大阪府からも回答をしばらく待っていただけるよう回答をいただいております。平成28年度までのデータを公表するかどうかについての回答は大阪府から国へは1月31日となって

おりますので、27日までとなっております。

委員長

皆様、参加ということでよろしいでしょうか。

委員長職務代理者

調査結果を大学等へ貸与するという点について、問い合わせがあった時に十分に検討するという点で、参加したいと思います。

西川委員

これまでずっと参加してきた中で、参加しないとは考えにくいと思います。成果と課題を検証して、これからの教育指導の充実を図るということを文部科学省も示していますし、我々もそれを望んでいますので、参加としたいです。ただ、序列化や競争をあおることになってしまわないかの懸念がありますが、そのために有識者会議を開き、これからの教育政策に反映していくということであれば、参加していくべきだと思います。個別のデータを公表となった場合、問い合わせがくるということですが、その時に教育委員会で判断していくしかありません。私自身公表という話になると、マイナスの面が大きいと思いますが、それでも参加を選ぶしかないと思います。

教育長

子どもの貧困や学力の問題はさまざまな調査で取り上げられています。今回の問題は学校名を含んだ情報が公表される恐れがあるということで序列化や過度の競争に結び付かないかということ懸念していますが、そういったことが起きないように、貸与・公表の問い合わせがあった時に、十分に検討していくということで、参加したいと思います。

山手委員

懸念されることも多いのですが、子どもたちのことを考えると参加しないということは考えにくいです。

委員長

参加しないというのは考えられませんが、公表については不安があります。大学や行政機関の研究が私たちにフィードバックするものであってほしいと思います。私たちは摂津市の状況はよくわかっているのですが、研究者によって摂津市と同じような特徴を持つ自治体と比較することができるかもしれませんが、それで摂津市の教育の改善点がわかるのかしれませんが、それを公表する時に具体的な

学校名が出されるとなると、悪影響が出てしまうのではないかという心配があります。貸与・公表時に中身を精査できるようなものであってほしいです。

学校教育課長

平成29年度については3点のデータの貸与・公表を含めて参加に同意するという事で回答したいと思います。

平成19年度から平成28年度のパブリックユースデータの公表、学術研究のための匿名データの貸与、学術研究のための個票データの貸与、個別に回答するものについても、決定したいと思います。

委員長

皆様、こちらについてはいかがでしょうか。

もし研究者が研究するのであれば、1年だけ切り取ったデータよりも、長期的な積上げデータがある方が研究に役立つものだと思います。

山手委員

大学等の研究により摂津市にどのようなフィードバックがあるかわからない状況で、データの扱い方にも懸念がありますので、断るということはできないのでしょうか。摂津市のみのデータを分析している中でも、決定的な方法というものを見つけるのは難しいのが現状です。これまでのデータを研究者に渡しても、期待できないのではないかと思います。

西川委員

これまでの要綱に基づいて、その時の教育委員会で参加するかしないかの議論をして、現場への説明もして、参加をしてきたという経緯がありますが、それを我々が超えて公表・貸与してよいという判断をしていいのかと思います。

学校教育課長

過去の調査については、その時の実施要領に基づいて、判断されてきました。そのため平成29年度分と分けて回答を求められています。文部科学省では今年度中にガイドラインを作成し、それによって我々が懸念するところも示されてくるのだと思います。研究に期待するところよりも、危惧するところの方が大きいことについては、個票データの取り扱いについてのものだと思います。パブリックユースと匿名データは匿名性が高いので、地域を特定するのは困

難です。

パブリックユースデータは公表、匿名データは貸与、個票データは貸与してよろしいですかということを伺っております。

委員長職務代理者 西川委員の仰ったように、これまでの教育委員の判断を超えて、我々が決定するという事に抵抗があります。

西川委員 その当時の教育委員会で決定した中に含まれていなかった貸与や公表をするということを我々が決定してしまうと、それぞれの教育委員会が参加と決定したことの重みがどうになってしまうのかと思います。ガイドラインもまだできていないということもあります。

教育長 ガイドラインはできていませんが、そのイメージがこの資料となっているのだと思います。

平成28年度以前分は貸与・公表といった話がなかったのですが、当時の教育委員会が賛成したか反対したかはわかりません。平成29年度分については、我々は賛成をしているので、その責任で平成28年度以前分についても、賛成をするべきではないかと思います。皆様のご意見では、平成29年度分について、懸念があるものの参加をするということでした。委員長の仰られたように、長期的に積上げられたデータがある方がよりよい研究につながるので、平成28年度以前分についても賛成するべきであると思います

学校教育課長 参考資料の2ページに「(i) 特に必要であると認められない限り、個々の児童生徒の回答用紙番号及び学校名又は設置者名を明らかにしたデータは貸与しないこととする。(ii) 個々の学校名又は設置名を明らかにしたデータについては、個票データの貸与前に当該学校の設置管理者の同意を得られた場合でない限り、貸与しないこととする」、「②個票データの貸与前及び研究成果の公表前に当該学校の設置管理者の同意を得ること」とあります。以上から、平成29年度分と平成28年度以前分についても、個票データの貸与・公表前にはそれぞれ設置管理者の同意が必要となっています。

委員長	<p>参考資料の3ページに「2 公表にあたっての留意点」に「特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されないように、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない」とありますので、例えば学術論文で発表された場合でも摂津市の学校名が出ることはないということですね。</p>
山手委員	<p>その後に「学校の属性情報に関する個別の同意については、学校の設置管理者が、当該学校と、公表する内容や方法等について事前に十分相談した上で、同意の可否について決定するものとする」とありますので、個別に同意か拒否か決定できるということですね。</p>
教育長	<p>序列化や競争をあおるといった懸念がある場合には貸与の段階で拒否できるということであれば、平成28年度以前分及び、平成29年度分についても参加に同意します。</p>
山手委員	<p>貸与前と、次の公表の前とで2重に同意か拒否か選択する機会が与えられるのであれば、賛成ということをお願いします。</p>
西川委員	<p>平成29年度分については、2重に機会が与えられているということで、参加としたいと思います。平成28年度以前分についても、判断しかねる部分もありますが、貸与・公表についてその都度判断をしていくことができますので、賛成とします。</p>
委員長職務代理者	<p>平成29年度分については、参加とします。平成28年度以前分についても、腑に落ちないところもありますが、貸与・公表前にそれぞれ同意を求めるとのことですので、賛成とします。</p>
委員長	<p>まず有識者会議で審査を行ったうえで、必要であれば、こちらに判断が委ねられますので、そういった意味でも安心できるのでは、と思います。ということで、平成29年度の調査に参加することは承認をし、平成28年度以前分についても長期的なデータがある方が研究をしやすいだろうと思います。個票データの貸与・公表についてはその都度、こちらに問い合わせがあるということですので、その時に検討したいと思います。</p>

教育長	貸与していいかの判断をする際に、どのような研究に使われるかの情報も提供していただきたいと思います。
委員長	他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第2号、「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加を定める件」については承認いたします。 では、次に移ります。報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、総務課より説明をお願いします。
総務課長	[事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。特にございませんので、次に進みます。(2)平成28年度12月までの問題行動等の報告について、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課長	[平成28年度12月までの問題行動等の報告について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
山手委員	数字を昨年度と比較しますと、今年はずいぶん少なくなっているような気がします。それだけ落ち着いているということでしょうか。
学校教育課長	件数は減少する見込みです。学校訪問で学校の様子を見ましても、これまでの様子と比べましたら、落ち着いた状態で授業を受けているクラスが多いと思います。
委員長	D小学校の案件につきましては、やりすぎと思うところがあります。衣服を脱がせられることは、本人にとって、とても嫌なことであるということをしっかり教えていかなければならないと思います。結果として、AはBのグループと距離を置いたということでもひとつの方法だと思います。
西川委員	担任外の教員に話したというところで、担任以外にも話せるところ

ろを持つというのが大事であると思いました。この学校についてはそういう環境ができているのがよかったと思いました。教員もそれに応えて動くことができたのもよかったと思います。

委員長職務代理者 事例とは直接関係がないのですが、先生の対応で、担任が家庭を訪問したというところがあります。1人で訪問するのは聞き取りに誤解が生じる事が考えられますので、複数でお願いできませんでしょうか。相手の保護者との関係性もありますが、基本的に複数で訪問するというように事務局からも指導をお願いしたいと思います。

学校教育課長 聴き取りにつきましては、必ず複数で行うということになっておりますが、いただきましたご意見を学校にもお伝えさせていただきます。

委員長 他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(3)各課事業日程報告について、総務課より説明をお願いします。

総務課長 [各課事業日程報告について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等はございませんか。ご質問等がないということですので、以上で、本日の案件は全て終了いたしました。これもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。